

Business News

第241号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、働き方改革への取組に活用できる助成金として、企業の関心が高まっている「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）の概要

働き方改革関連法が成立し、平成31年4月から（中小企業は平成32年4月から）時間外労働の上限規制がスタートします。今回は、長時間労働の見直しのため労働時間の縮減に取り組む中小企業事業主を支援する助成金として、雇用関係助成金の1つである「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」の概要をご案内します。

1. 支給対象となる事業主

平成28年度または平成29年度において「限度基準告示（※1）」を超える労働時間の「36協定（※2）」を締結している中小事業主で、時間外労働・休日労働を複数月行った労働者がいること（単月に複数名行った場合も可）。限度基準告示の適用除外の「建設の事業」、「自動車運転業務」も対象となる。

（※1）労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準

（※2）時間外・休日労働に関する協定

2. 支給対象となる取組

生産性向上を図るための、次の取組をいずれか1つ以上実施すること。

- (1) 労務管理担当者に対する研修（業務研修を含む）
 - (2) 労働者に対する研修（業務研修を含む）、周知・啓発
 - (3) 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
 - (4) 就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
 - (5) 人材確保に向けた取組
 - (6) 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新（※）
 - (7) テレワーク用通信機器の導入・更新（※）
 - (8) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（例：小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）（※）
- （※）原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象とならない。

3. その他

- (1) 支給額：時間外短縮・休日増加の成果目標についての達成状況に応じて、上記2の取組の経費の一部。1企業あたりの上限200万円。
- (2) 利用の流れ：平成30年12月3日までに、「交付申請書」・「事業実施計画書」等を都道府県労働局に提出。交付決定後、計画に沿った取組を実施し、支給申請を平成31年2月15日までに行う。（国の予算額により、12月3日前に受付締切となる可能性がある。）

※詳細については、厚生労働省 HP「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

※上記の内容は平成30年10月11日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給には一定の要件があります。最新の内容や詳細については、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei.support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

18-ニュース-281